

将来像の実現に向けた課題と施策のあり方（案）（前回部会資料3）

前回部会での指摘等を基に追加した箇所に下線を付している。

豊かな大阪湾が有する 多面的価値・機能	将来像の実現に向けた環境保全・ 再生の基本的考え方	重点 ゾーン	将来像の実現に向けた課題	将来像の実現に向けた施策のあり方（案）
<p>多様な生物を育む場が確保されている</p> <p>生物の生息に適した自然環境等の保全・再生・創出や、<u>環境に配慮した護岸</u>や沿岸の施設による良好な海域環境の創出が進むとともに、水産資源の持続的な利用が確保され、多様な生物を育む場が確保されている。</p>	<p>(1) 多様な生物を育む場の確保</p> <p>(1) - 1 生物の生息環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸の大半が直立護岸となっている湾奥部において、湾全体における良好な生態系ネットワークの形成や、海と川を行き来する生物の生息に資するよう、適切な場所に、生物が生息しやすい場を創出する必要がある。 ・ 生物の生息に適した底質環境を確保するため、底質環境の改善を進める必要がある。 ・ 自然環境が残され海に近づける場が多い湾南部において、自然環境を保全しつつ、必要に応じて人の手を加える「里海づくり」を推進することが必要である。 <p>(1) - 2 水産資源の持続的な利用の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源が減少している魚種の資源の底上げを図るため、水産資源の増殖を推進する必要がある。 	<p>1</p> <p>1、2</p> <p>2、3</p> <p>1、2、3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湾奥部において、人工干潟の整備や護岸の改修における環境配慮等がなされているものの、直立護岸など、生物の生息が困難な場が多数存在している。 ・ 効率的な底質改善手法が不足している。 ・ 窪地の埋め戻しに着手している窪地は一部である。 ・ 大阪湾の環境の保全・創造への住民参加を促進する必要がある。 ・ 資源が低減している魚種等の資源量の回復を図る必要がある。 	<p>① 湾奥部における生物が生息しやすい場の創出</p> <p>湾奥部が幼稚魚の成育場として良好に機能するよう、藻場・干潟の整備や、護岸を<u>生物が定着しやすいような形状にする等</u>により、生物が生息しやすい場の創出を図る必要がある。</p> <p><u>(これまでの取組の一例：泉大津沖処分場や堺2区における生物の生息環境の創出に配慮した護岸の整備)</u></p> <p>② 底質環境の改善に係る調査研究と対策の実施</p> <p>底質環境の調査や効率的に底質を改善する手法の調査研究を進めるとともに、その結果に基づいて対策を実施する必要がある。</p> <p>③ 窪地の埋め戻しの推進</p> <p>浚渫土砂の確保に努め、窪地の埋め戻しを推進する必要がある。</p> <p>④ 湾南部における「里海づくり」の推進</p> <p>湾南部において、NPOや漁業者等と協働したアマモ場の創出などの「里海づくり」を推進することが必要である。</p> <p><u>(これまでの取組の一例：NPOや漁業者によるアマモ場づくり)</u></p> <p>その他、次に掲げる、これまで取組んできた施策について、引き続き実施する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然海浜保全地区の指定、保全 ○ 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮 <p>⑤ 栽培漁業の推進</p> <p>環境特性や資源生態、技術開発の進捗状況等を勘案して対象種を選定し、栽培漁業をさらに推進する必要がある。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 水産資源の維持・回復を図るため、水産資源の適切な管理を推進する必要がある。 湾全体の漁場環境の改善につながるような広域的な視点を持った漁場整備を進める必要がある。 	<p>1、2、3</p> <p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水産資源の管理をさらに推進する必要がある。 水産資源の管理において遊漁者も一定の役割を果たすことが重要である。 漁場整備にあたっては、湾全体の漁場環境の改善につながるような広域的な視点を持つことが重要である。 	<p>⑥ 資源管理型漁業の推進</p> <p>資源解析結果等を踏まえ、より効果的な資源管理型漁業を推進する必要がある。</p> <p>⑦ 資源管理への遊漁者の協力</p> <p>より多くの遊漁者に、資源管理の重要性を伝え、資源管理に協力してもらう必要がある。</p> <p><u>(これまでの取組の一例：釣り人の団体による繁殖期における釣りの自粛や、小さな魚は海に返す取組の実施)</u></p> <p>⑧ 広域的な漁場整備の推進</p> <p><u>魚類等が成長しながら湾内を移動していく実態を踏まえ、成長段階に応じた漁礁等の整備を各海域で行うことにより、湾全域での資源量の増加を目指すような、広域的な視点を持った漁場整備を推進する必要がある。</u></p> <p><u>その他、次に掲げる、これまで取組んできた施策について、引き続き実施する必要がある。</u></p> <p>○ <u>沿岸域における藻場等の造成</u></p>
<p>健全な物質循環が行われ、良好な水環境が保たれている</p> <p>水質環境基準(底層DO含む)が達成・維持されるとともに、底質が改善され、生物生産性が確保されるよう、湾奥部における停滞性水域の流況が改善され、<u>栄養塩類や有機物などの物質が健全に循環し、良好な水環境が保たれている。</u></p>	<p>(2) 水質の保全及び管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 湾奥部において、停滞性水域における流況を改善し、栄養塩類の過度な偏在を解消する必要がある。 藻場・干潟等の水質浄化機能を活用し、本来あるべき物質循環を回復させる必要がある。 夏季の貧酸素水塊の発生を抑制する必要がある。 水質環境基準(底層DO含む)を達成・維持しつつ、生物多様性・生物生産性を確保するために<u>海域別・季節別</u>の目指す 	<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1、2、3</p>	<ul style="list-style-type: none"> 湾奥に栄養塩類が過度に偏在し、赤潮や貧酸素水塊が発生する要因の一つとなっている。 湾奥部において、直立護岸など、生物の生息が困難な場が多数存在しており、沿岸における生物による水質浄化機能が低下している。 貧酸素水塊が発生し、生物の生息に悪影響を及ぼしているが、その対策手法について確立されていない。 水質環境基準(底層DO含む)を達成・維持しつつ、生物多様性・生物生産性を確保するために<u>海域</u> 	<p>⑨ 湾奥部における栄養塩類の過度な偏在の解消に係る調査研究と対策の実施</p> <p>埋立地間水路等における海水の流動改善や、湾奥の閉鎖的な海域から沖合側への排水口の移設等の既存構造物の管理・使用方法の改善、底質からの栄養塩類の溶出の低減等による効果を把握するとともに、その結果に基づいて対策を実施する必要がある。</p> <p>⑩ 湾奥部における生物が生息しやすい場の創出(再掲)</p> <p>湾奥部において生物が生息しやすい場を創出し、沿岸における生物による水質浄化機能を向上させる必要がある。</p> <p>⑩ 貧酸素水塊の発生抑制に係る調査研究と対策の実施</p> <p>貧酸素水塊の発生状況の詳細な把握や、形成メカニズム等の調査研究を進めるとともに、その結果に基づいて対策を実施する必要がある。</p> <p>⑪ 栄養塩類の適切な濃度レベル及び管理手法の調査研究と対策の実施</p> <p>水質環境基準(底層DO含む)を達成・維持しつつ、生物多様性・生物生産性を確保するための<u>海域別・季節別</u>の栄養塩類の濃度レベル及び管理手法の調査研究を進</p>

	<p>べき栄養塩濃度レベルについて調査研究を進めるとともに、栄養塩類の管理手法を確立する必要がある。</p> <p>・ 気候変動が水質や生物多様性・生物生産性に与える影響を把握し、気候変動への適応を図る必要がある。</p>	<p>1、2、3</p>	<p>別・季節別の目指すべき栄養塩濃度レベルについて明らかになっておらず、栄養塩類の管理手法についても確立されていない。</p> <p>・ 水質の保全や生物多様性・生物生産性の確保に係る気候変動への適応策が確立されていない。</p>	<p>めるとともに、その結果に基づいて対策を実施する必要がある。</p> <p>⑫ 気候変動への適応に係る調査研究と対策の実施</p> <p>気候変動が水質や生物多様性・生物生産性へ与える影響を把握するために必要な基礎データの収集・解析や、気候変動への適応策に関する調査研究を進めるとともに、その結果に基づいて対策を実施する必要がある。</p> <p>その他、次に掲げる、これまで取組んできた施策について、引き続き実施する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水質総量規制制度等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総量規制基準（C値）の設定 ・ 事業場の規制指導 ・ 家畜排せつ物の適正処理の推進 ・ 河川における底質汚泥の浄化浚渫の実施 ・ 赤潮等の発生の監視 ○ 下水道等の整備の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道等の整備による生活排水の適正処理 ・ 下水道の高度処理の推進 ・ 合流式下水道の改善 ○ 有害化学物質等の低減のための対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境リスクの高い化学物質の排出削減 ・ PCB等による底質の悪化の防止・除去基準を上回る底質の除去 ○ 事故による海洋汚染の未然防止、油等による汚染への対応・排出油等防止体制の整備 ○ 海水浴場の保全等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海水浴場水質検査の実施、流入河川域及び沿岸の事業所の指導 ・ NPO等と連携した水質保全 ○ 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進 ・ 処理施設等の整備 ・ 処分地の確保 ○ 陸域における水循環機能の回復 ○ 水質等の監視測定
<p>都市活動や暮らしに潤いと安心を与え、大阪の都市としての魅力を高めている大阪湾</p> <p>貴重な自然景観・文化的景観の保全、海と都市や産業施設が融合した都市景観・</p>	<p>(3) 都市の魅力を高める潤い・安心の創出</p> <p>・ 海に近づく場が限られている湾奥部において、海と親しめる場や機会を拡充する必要がある。</p>	<p>1</p>	<p>・ 湾奥部では、海に近づく場が限られているとともに、場の存在があまり知られていない。</p>	<p>⑬ 湾奥部における海と親しめる場や機会の拡充</p> <p>湾奥部において、海と親しめる場の整備や、既存の場のPRの強化・利便性の向上などを図る必要がある。</p>

<p>産業景観という新たな魅力の創出や環境保全と調和した沿岸防災機能の強化が進むとともに、海を使い、海と親しむ場や機会が拡充され、それらが活発に活用されることにより、都市活動や暮らしに潤いと安心を与え、都市としての魅力を高めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海と都市や産業が融合した都市景観・産業景観の魅力を創出する必要がある。 ・ 沿岸域において環境保全と調和した防災・減災を進める必要がある。 	<p>1、2</p> <p>1、2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪の特徴を活かした景観の魅力を創出する必要がある。 ・ 環境との調和に配慮した、防災・減災対策を推進する必要がある。 	<p>⑭ 大阪の特徴を活かした、海と都市景観・産業景観が一体となった景観の魅力の創出</p> <p>臨海部のダイナミックな景観や、海に向かって夕日が沈むなど、大阪の特徴を活かして、海と都市景観・産業景観が一体となった景観の魅力を発掘し、PRする必要がある。</p> <p>(これまでの取組の一例：海遊館や尼崎における夕日と海・まちが一体となった景観の創出の取組)</p> <p>⑮ 環境との調和に配慮した防災・減災対策の推進</p> <p>護岸や防潮堤の整備・補修・更新時においては、環境配慮型構造物の採用や、海へのアクセスや景観への配慮等を進める必要がある。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境等を活用して、楽しみながら、<u>それらの価値や大切さの理解が深まる</u>ような機会を創出する必要がある。 ・ ごみ等によって海の美観が損なわれないようにする必要がある。 	<p>1、2、3</p> <p>1、2、3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境等の保護に配慮しつつ、活用を進める必要がある。 ・ 海岸漂着物等が、景観を損ねている。 	<p>⑯ エコツーリズムの推進</p> <p>自然環境等を活かし、企業等と連携して、エコツーリズムを推進する必要がある。</p> <p>⑰ ごみの発生の抑制</p> <p>NPO等と協働して、住民に、内陸で投棄されたごみが河川を經由して海域にまで至るという実態を伝え、広範囲に影響を及ぼすことの理解を深めること等により、ごみの発生の抑制を図る必要がある。</p> <p>(これまでの取組の一例：NPOが保津川において住民と連携して実施している、ごみの漂着調査や川・海のごみを減らす取組)</p> <p>その他、次に掲げる、これまで取組んできた施策について、引き続き実施する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然公園等の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国定公園の指定、管理 ・ 府立阪南・岬自然公園の指定、管理 ○ 緑地等の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林等の指定 ・ 沿岸都市地域における緑地の確保・緑化修景の措置 ・ 健全な森林の保護育成のための事業の実施 ○ 史跡等の保全 ○ 漂流・漂着・海底ごみ対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海上に浮遊するごみ、油等の回収 ・ 清掃活動への府民参加の推進 ○ 景観計画に基づく規制誘導

	<p>その他、次に掲げる、これまで取組んできた大阪湾の環境保全全般に関わる施策について、引き続き実施する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 広域的な連携の強化○ ホームページの活用等による情報提供・広報の充実○ 環境保全思想の普及及び住民参加の推進○ 環境教育・環境学習の推進○ 海外の閉鎖性海域との連携
--	--